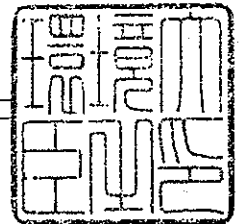


諮問 第 2 6 9 号  
環水大土発第 091026001 号  
平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
小沢 鋭 仁



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 1 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 4 6 年 3 月農林省告示第 3 4 6 号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙 1 の農薬に関し、告示第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙 2 の農薬に関し、告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

ジイソプロピル-1, 3-ジチオラン-2-イリデン-マロネート (別名イソプロチオラン)

3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ [4. 4] ノナ-3-エン-4-イル=3, 3-ジメチルブチラート (別名スピロメシフェン)

1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウムジクロリド (別名パラコートジクロリド又はパラコート)

メチル=2-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-(1-メトキシイミノエチル) ベンゾエート (別名ピリミノバックメチル)

2-クロロ-N-(4'-クロロビフェニル-2-イル) ニコチンアミド (別名ボスカリド)

(別紙2)

1- (1-メチル-1-フェニルエチル) - 3-p-トリルウレア (別名ダイムロン)

(RS) - 2' - [(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) (ヒドロキシ) メチル] - 1, 1-ジフルオロ-6' - (メトキシメチル) メタンスルホンアニリド (別名ピリミスルファン)

(Z) - 2' - メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラゾン (別名フェリムゾン)

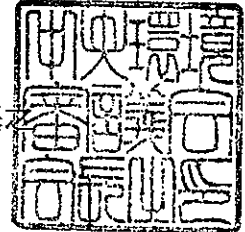
$\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-3' - イソプロポキシ- $\alpha$ -トルアニリド (別名フルトラニル)

2-ベンゾチアゾール-2-イルオキシ-N-メチルアセトアニリド (別名メフェナセツト)

中環審第 525 号  
平成21年10月28日

中央環境審議会土壌農薬部会  
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基



農薬取締法第3条第2項に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成21年10月26日付け環水大土発第091026001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。